



徳島労働局発表  
平成29年8月24日解禁

照 会 先	徳島労働局労働基準部監督課
	監督課長 松岡 和人
	監察監督官 岡田 英樹
	電話 088-652-9163

## 自動車運転者を使用する事業場に対する 平成28年の監督指導状況を公表します

徳島労働局（局長 鈴木麻里子）は、このたび、県内の4つの労働基準監督署が平成28年に自動車運転者（トラック、バス、タクシー）を使用する事業場に対して行った監督指導の状況について取りまとめましたので、その内容を公表します。（資料1参照）

### <実施状況のポイント>

監督指導を行った事業場は46事業場。そのうち、何らかの労働基準関係法令違反が認められたのは26事業場（56.5%）。また、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（以下、「改善基準告示」という。）違反が認められたのは29事業場（63.0%）。

主な労働基準関係法令違反事項は、多い順に「労働時間（23.9%）」、「割増賃金（8.7%）」、「休日（6.5%）」

主な改善基準告示違反事項は、多い順に「最大拘束時間（50.0%）」、「連続運転時間（47.8%）」、「休息期間（41.3%）」

### <当局の指導方針>

自動車運転従事者は、依然として長時間労働の実態にあり、全国的には、過重労働による脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多い職種でもあることから、引き続き自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努め、問題があると考えられる事業場については監督指導を行うなど自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

別添 資料1 監督指導状況（平成26～28年）  
資料2 労働基準監督官が監督指導した事例（指摘した問題点と改善の取組状況）  
資料3 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について